

加藤さんのお連れ合いのみはるさんが請求人となり、2017年9月に労災請求を行った。

労災請求では、曝露実態の他にも、労働者性があるかどうかが問題となった。労災保険においてはこれまでも、劇団や芸能関係者の労災について、労災保険の対象となる「労働者」と認められず労災認定されないケースが少なくなかった。今回のケースでも、加藤さんは劇団員時代に雇用契約がなく労災保険に加入していなかったため、労災保険の対象となる労働者性があるかどうかの問題となった。

この点については、東京芸術座が、当時から現在に至る劇団員の労働実態などを説明してくれた。その結果、労働基準監督署は、キャスティングやスケジュールを劇団側で決めていたことなどから、実質的に使用従属関係にあった（労働者性があった）ことを認めた。

胸膜中皮腫の電気工Tさん

大阪●労災認定も日額に問題で交渉中

1964年生まれのTさんは、昨年1月胸膜中皮腫を発症した。1984年から電気工事の仕事に就き、発症まで働いてきた。多くの会社、現場での電気工事でのアスベスト曝露が原因であることが明らかな建設関連労働者だ。

Tさんからの相談のきっかけ

こうして2018年7月に、加藤大善さんの胸膜中皮腫は労災として認定された。舞台設備や照明などの労働者に関しては、これまで4件のアスベスト被害の労災認定があることがわかっているが、舞台俳優のアスベスト被害の労災認定としては、全国で初めてのケースとみられる。

また、加藤さんは、学校の体育館に使われた吹き付けアスベストの間接曝露で労災認定された。これまで学校施設に使用された吹き付けアスベストによる石綿被害のリスクが指摘されてきたが、今回のケースは、まさにこの指摘を裏付けるものである。

2018年12月、ご遺族の加藤みはるさんが記者会見を行った。みはるさんは、「俳優は床に散ったアスベストを吸い込む可能性もある。舞台が原因だと考えたこともない人が気づきかけ



になれば」と語っていた。
(東京労働安全衛生センター)

れず、病気になると途端に収入の道が閉ざされる。学齢期のお子さんがいて経済的懸念をかかえているのは、働き盛りのこの年代に共通している。岡山労災病院からは、あなたは労災になるからという説明をすでに受けていて、医療費の不安は少なかった。

抗がん剤治療の合間、大阪の自宅に帰る機会に、Tさんと一緒に発症直前の1年余所属していた大阪府堺市のS電気商会に社長を訪ねた。労災請求用紙への証明を依頼し、ほどなく事業主証明もあがり、所轄の堺労働基準監督署に労災請求したのが、7月だった。

12月に労災認定されたが、最終事業場がS電気商会ではなく、N電気工事店という泉佐野市にあった会社を所轄する岸和田労基署による認定となったと知らされた。

N電気工事店には、2001年まで勤務しており、「ここが最終のアスベスト曝露職場と判断した」ということが、労基署の労災支給決定内容に含まれていた。

休業補償、療養補償の支給決定自体に問題はなかったが、休業補償給付のときの給付基礎日額（平均賃金）が「想定していたよりも著しく低い」ということで、岸和田労基署に理由を尋ねに行くことになった。

平均賃金が低額になった理由は、N電気工事店を離職したとき、Tさんの年齢が発症時の53歳よりも低い36歳であったことと、N電気工事店を離職する直前の3か月間の賃金記録がなかった

ということにあった。

こうしたケースでは、厚生労働省の賃金統計をもとに算出する。簡単にいうと、まず発症時（2014年1月）における、同じ職種の離職時年齢（36歳）の全国平均賃金を求め、これに全国と大阪の地域格差係数を乗じて算出する。平均賃金は1日あたり1万円を少し超えてはいたが、発症前のS電気商会での日当には到底及ばない額にしかなくなっていた。

この算出方法も問題があるのだが、まず問題なのは、どうして、N電気工事を離職して、最後のS電気商会までの複数の会社、現場において「アスベスト曝露が確認できない」「なかった」と判断したのか、ということだ。

電気工事労働者の現場におけるアスベスト曝露は、建設現場における大工等の他職種の作業から発生する間接的な曝露は当然として、自身の工事過程においては、ホールソー、ドリルを使用しているボードや壁面の切断、穿孔作業、天井裏における配線作業と鉄骨に吹き付けられた石綿があった場合の研り、穿孔等を行うので、多くの現場でアスベスト曝露は避けられない。近年の新築現場であればまだしも、比較的古い改修工事も行っている。そのような状況が明らかであるにもかかわらず、最終曝露が16年も遡らなければならないというのは考えられない。

岸和田労基署での話し合いでは、請求を受け付けた堺労基署において最終事業場の判断を

して、こちらにまわってきたということであったので、堺労基署の調査内容を口頭で詳細に聞いた。その結果、堺労基署においてずさんな調査と判断が行われたことが判明したので、Tさんが詳細な報告書を1月22日に岸和田労基署に提出し、担当者と

労災課長に対して是正を早急に求めたところだ。

労基署の検討をいましばらく待つことにはしているが、このようなことで審査請求をしなければならぬとしたら、文字どおり言語道断だ。



（関西労働者安全センター）

マルハニチロは責任を取れ 長野●大型冷凍船機関員のアスベスト死亡

高見津一好さんは、1948年10月から1979年11月までマルハニチロの前身会社のひとつである大洋漁業株式会社の機関員として、捕鯨船団やサケ・マス船団などの船舶に乗船していた。

退職後、故郷の長野県で余生をおくっているとき、機関員だったときに断熱材など、船組内に使用されていたアスベストを吸い込んだことが原因のびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水、石綿肺を発症した。一好さんの呼吸不全状態は経時的に増悪し続けていたが、2015年9月、懸命の治療にもかかわらず呼吸不全が悪化して亡くなられた。

一好さんの死後、遺族が船員保険の申請を行ったところ、2017年12月1日に職務上疾病として認定された（労災認定）。

この死亡の責任は、一好さんが乗船していた船舶を所有していたマルハニチロにあることから、ご遺族がアスベストユニオン

に加入し、同社と2018年4月16日に長野市内で団体交渉を行ったところ、マルハニチロは「業務日誌が保存されておらず、船舶内での一好さんの状況を知ることができない」という理由で遺族への補償を拒否した。

アスベストユニオンはすぐさま抗議と争議通告を行い、6月6日にコミュニティ・ユニオン首都圏ネットワークの仲間とともに江東区豊洲フロントにあるマルハニチロ本社に抗議行動を行った。

船員保険申請時にマルハニチロが発行した在籍証明を見ると、同社が少なくとも一好さんの乗船日時や乗船した船舶名に関する記録を保有し、乗船当時の船舶内には断熱材など多くのアスベストが使用され、船内で機関等の運転、修理、点検にあたる機関員、操機手がアスベストに曝露したことを認識していることがわかることから、マルハニチロのユニオン及び遺族への対応は